

災害が発生したら

被災した家屋などの片付けによって出たごみ(※以下「片付けごみ」と表現します。)の処分は、このハンドブックで示す手順に沿ってください。

ごみの収集作業等の遅れによる生活環境の悪化を防ぎ、災害復旧を速やかに行うため、ご協力をお願いします。



市からのお願い

★ 片付けごみは地域で決めた集積所へ

あらかじめ、それぞれの地域で、災害時の片付けごみを出すための「災害ごみ地域集積所」を決めておき、災害時には、その場所へ出してください。

市の専用仮置場が準備できたら、災害ごみ地域集積所は、順次閉鎖していくこととなります。

★ 腐敗しやすいごみの排出を優先

生ごみなどの腐敗しやすいごみの処分を優先してください。それ以外のごみは、なるべく家庭内での保管をお願いします。

★ 片付けごみも分別して排出

災害時の片付けごみも普段のごみと同じように分別して出してください。

災害ごみ地域集積所や市の専用仮置場では、分別のための表示をしますので、ご協力をお願いします。

総社市公式 LINE

総社市では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、ライン公式アカウントの運用を開始しています。

災害時に、避難に関する情報などを提供していきますので、これを機会にぜひ登録をお願いします。



QRコード



災害ごみの分別と出し方ハンドブック

発行 令和4年7月1日

総社市環境水道部環境課 美化推進係

TEL:0866-92-8338

e-mail :kankyo@city. soja. okayama. jp

イラストの出典:「いらすとや」

災害ごみの分別と出し方 ハンドブック



災害ごみの分別方法と出し方

第1段階

腐敗しやすいごみの片付け

生ごみなどの腐敗しやすいごみを「災害ごみ地域集積所」に出してください。それ以外のごみはなるべく家庭内での保管をお願いします。



災害ごみ地域集積所は、発災から2～3週間の間、各地区に開設されます。分別することがとても大切です。

時期別搬入先

時期（目安）	搬入先
発災後 2～3 週間(初期段階)	災害ごみ地域集積所
初期段階以降	市が設置する専用仮置場 ※災害規模によっては、複数設置する場合があります。

第2段階

腐敗しやすいごみ以外のごみの片付け

腐敗しやすいごみ以外のごみを分別して出してください。災害ごみ地域集積所では、右の分別区分に従ってください。

分別できていない片付けごみは、そのままでは処理施設へ持っていきませんので、大変な時間と手間がかかります。



災害ごみ地域集積所での分別区分

- ① 燃やせるごみ
- ② 燃やせないごみ
- ③ 粗大ごみ(ごみ袋に入らない大型のごみや布団など)
- ④ 特定家電(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機)
※冷蔵庫内の食品は必ず出して処分してください。
- ⑤ その他家電 ⑥ 畳 ⑦ ガラス
- ⑧ 有害危険物(消火器・ガスボンベ・石油類・農薬類など)

災害ごみ地域集積所は、あらかじめ地域ごとに決めておいてください。



第3段階

市の専用仮置場ができた後の処理

市の専用仮置場が開設されたら、市の専用仮置場へ直接運び込んでください。各地域の災害ごみ地域集積所は、順次閉鎖します。

市の専用仮置場が開設されましたら、チラシやホームページ、SNS(LINE など)で案内します。

市の専用仮置場でも「分別」をお願いします。分別表示に従ってください。



市の専用仮置場での分別区分

- ① 可燃物 ② 不燃物 ③ 土壁 ④ 解体残渣 ⑤ 色ものガレキ
- ⑥ 陶磁器・ガラス ⑦ 石綿含有類 ⑧ 石膏ボード ⑨ 保温材・断熱材
- ⑩ 木毛セメント板 ⑪ スレート・サイディング ⑫ 金属くず ⑬ 蛍光管
- ⑭ 特定家電(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機)
※冷蔵庫内の食品は必ず出してください。
- ⑮ その他家電製品 ⑯ 木くず・生木(柱と分ける) ⑰ ソファー・マットレス
- ⑱ 畳 ⑲ ソーラーパネル
- ⑳ 有害危険物(消火器・ガスボンベ・石油類・農薬類など)